フィリピンとの協議録 - 2004年3月19日

2004 年 3 月 19 日東京において、CCSBT の協力的非加盟国になることに関するフィリピンの 意向について協議が行われた。日本は本協議において、CCSBT の代表を果たした。

参加者

日本側の参加者は以下の通り、

宮原正典 水産庁資源管理部国際課参事官 花房克磨 水産庁資源管理部国際課交渉官 神谷崇 水産庁資源管理部国際課課長補佐

和沢美穂 水産庁資源管理部国際課

福田巧 水産庁資源管理部遠洋課課長補佐

鈴木岳明 水產庁資源管理部遠洋課

フィリピン側の参加者は以下の通り、

レウベン ガナデン 漁業水産資源局補佐官 リチャード サイ サンウォームフィッシングサービス有限会社社長 フランシスコ ティーウ ローレル

開会

CCSBT を代表し日本代表団は、フィリピンが CCSBT の協力的非加盟国になるための申請書簡案を提示した(写し別添)。 適切な漁獲制限は 40 から 50 トンの間であると CCSBT が考えている旨強調された。

フィリピン代表団はいくつかの質問を行い、これに対する日本代表団の返答は以下の通り:

1. 適用

フィリピン代表団は昨年すでにフィリピン政府は協力的非加盟国になるための申請書を提出しており、他の申請書は必要ないと指摘した。

日本代表団は、申請書は CCSBT10 前に委員会に提出されているが、協力的非加盟国に関する決議は CCSBT10 で採択されているので、新しい申請書を作成し 2004 年 6 月 21 日までにそれを委員会に提出する必要があり、その手続きが完了されれば協力的非加盟国の地位は CCSBT11 において有効になると発言した。

2. 漁獲制限の定義

フィリピン代表団は彼らの理解として CCSBT によって設定された漁獲制限は SBT を主対象している漁業のためのものであり混獲による漁業には漁獲制限は適用されない旨指摘した。彼らはさらにフィリピンの漁船によって漁獲される全ての SBT は、メバチを対象としている操業の混獲で、このような混獲において数量管理を行うのは実質的に困難であると発言した。

日本代表団は、SBT がどのように捕らえられるかに関わらず、漁獲制限とは漁獲量の上限を意味することを説明した。また、フィリピン政府はたとえそれが混獲であっても、フィリピンに与えられた漁獲制限を遵守するために適切な手段をとる必要があることも説明された。

3. 漁獲制限

フィリピン側は、今まで正式に合意されているのは CCSBT10 における「100 トンはフィリピンなどの他の非加盟国に配分される。」という文言であり、これはいつでも一度に全ての協力的非加盟国の総漁獲量を 100 トン未満とすることが可能であることを示唆しているとした。このことから、CCSBT のフィリピンに対する 50 トンという漁獲制限の提案は、あまりにも制限しすぎであり合意に沿っていないものであるとした。

日本側は、CCSBT10の段階で決議の手続きに従いどの国に協力的非加盟国の地位を与えるか判断できなかったので、委員会は個々の協力的非加盟国に対する漁獲割当の配分を行うことが出来なかった旨説明した。100トンの割当に関する合意は、委員会がCCSBT10において唯一とりうる選択であった。しかし 100 トンの中での割当の実施については常に意図されていた。日本はさらに、決議は、各申請国が協力的非加盟国の地位を得るための漁獲制限の設定交渉の手続きを提供するとともに、提案された 40~50トンの漁獲制限は決議の内容と一致している旨強調した。

フィリピンは CCSBT10 において、非公式に漁獲制限 70 トンという議論がフィリピンのため に行われていたが、CCSBT が今回より少ない漁獲制限を提案したことは、非常に不快で驚き

である旨強調した。フィリピンは、CCSBTの政策変更に関する説明を求めた。

日本側は下記の様々な事項を考慮して、CCSBT の新しい提案はメンバー間の実質的な議論を 経てこの協議の一日前に合意されたことを説明した:

- フィリピンからの CCSBT への SBT の漁獲報告
- フィリピン漁船団の現在の活動
- 2月に行われた南アフリカとの協議結果

結論

両代表団は漁獲制限に関し合意することが出来なかった。日本側は 50 トンの適正を繰り返すとともに、フィリピン側に対し、さらに電子メールを通じて議論することは可能であるが、CCSBT の提案を考慮し、2004 年 6 月 21 日までに本協議で提供された草案に基づいた申請書を提出することを求めた。

ミナミマグロ保存委員会(CCSBT) 事務局長 ブライアン・マクドナルド殿

拝啓

ミナミマグロ保存条約(CCSBT)の拡大委員会ならびに拡大科学委員会の協力的非加盟国となることに当たり、

フィリピン共和国政府は、ミナミマグロ保存委員会(CCSBT)のブライアン・マクドナルド事務局長に敬意を表し、CCSBTの協力的非加盟国となるための招待状を受理したことをここに確認します。フィリピン共和国政府は、ミナミマグロ(SBT)の管理に関わる委員会の権威を確認いたします。

貴招待状は、委員会の積極的かつ奨励的な姿勢を示すものであり、したがってフィリ共和国政府も積極的に対応したく、ここに CCSBT の協力的非加盟国の地位としての申請書を、「拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立するための決議(決議)」の第4段落、第5段落に示されている具体的な要件に対する私共のコミットメントを示す正式な宣言書ともに提出いたします。

私共の協力的非加盟国の地位への申請を好意的に検討していただくことを、フィリピン 共和国政府は期待します。

敬具

決議書の関連条項に対するフィリピンのコミットメント CCSBT 拡大委員会への宣言

フィリピン共和国政府は、決議の第4段落、第5段落に示されている関連条項に対し、特に下記の特定事項についてのコミットメントを表明する。

1. 漁獲制限

フィリピン共和国政府は、SBT の年間漁獲量が CCSBT と合意した漁獲制限を超過することがないよう確保するため関連漁業を管理する。この観点から、2003 年 - 2004 年の漁期における漁獲制限を 40 トンとする。

2. 保存管理措置

フィリピン共和国政府は、インドネシアと協力して、インドネシアとの二国間協定によりインドネシア水域で操業している自国漁船の SBT 混獲を減らすための措置を講じる。

3. データの提供

フィリピン共和国政府は、CCSBT が要求する締め切りに従い毎年 CCSBT に対して正確なデータを提供する。

4. IUU 漁業

フィリピン共和国政府は、IUU 漁業と戦うために CCSBT が採用する措置を、必要な国内規制の導入も含めて実施する。